

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社 Bot Express

被告 国

原告第二準備書面

令和3年10月11日

東京地方裁判所 民事第44部甲合議2A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件につき、原告は、1点、主張を整理する。

- 1 原告は、被告の損害賠償責任を基礎付けるにあたり、本通知は法令の解釈を誤るものであること、総務省自治行政局住民制度課長には本通知を発出したことについて職務上の注意義務違反が認められること、及び、本通知の発出及び存在により原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じている（生じていた）ことを主張するものである（訴状及び原告第一準備書面参照）。

本通知は「技術的助言」に位置付けられるものであるところ、法律論としては、普通地方公共団体が当該「技術的助言」に従って事務を処理する法律上の義務を負うものではないし、普通地方公共団体が「技術的助言」に従わなかったとしても不利益な取扱いを受けるものでもない。

- 2 最三小判平成9年8月29日民集51巻7号2921号は、文部大臣（当時）が教科用図書の検定にあたり原稿記述に「改善意見」（削除又は追加等の措置をした方が教科用図書

としてより良くなるものとして指摘する意見）を付したことなどが国家賠償法上の違法になるなどとして争われた事案において、これに付した「修正意見」との比較の文脈にて、
「これ（修正意見）に対して、改善意見は、検定の合否に直接の影響を及ぼすものではなく、文部大臣の助言、指導の性質を有するものと考えられるから、教科書の執筆者又は出版社がその意に反してこれに服さざるを得なくなるなどの特段の事情がない限り、その意見の当不当にかかわらず、原則として、違法の問題が生ずることはないというべきである。」と判示する。

- 3 ここで、裁判所からご指摘のあったとおり、原告による「原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じている」旨の主張と、前掲最判にいうところの「特段の事情」との関係を整理しておく必要があるとはいえるところ、原告は、上記主張を、前掲最判にいうところの「特段の事情」の中に位置付けるものとして主張するものである（前掲最判において争われた「改善意見」は「行政指導」とであると解されており本通知とは法的性質が異なるものではあるが、当該行為の相手方においてこれに従う法的義務はないということでは共通しているといえ、前掲最判は本件を判断するにあたって参照すべき判例にはなるとはいえよう。）。

ただし、念のため補足しておくと、原告の主張の趣旨は、本サービスの導入を検討している自治体が本通知の発出及び存在を理由にして「その意に反してこれに服さざるを得なくなる」と評価することができる場合は当然のこと、仮にそこまではいえなくとも、本通知の発出及び存在を理由にして「現に重大な支障が生じている」と評価することができれば、ここにいう「特段の事情」があるといえるというものである（ちなみに、前掲最判の事案における「改善意見」の被要請者はこれに従わず結果として原稿記述のまま検定を合格しており、この意味において、本件事案と異なり「改善意見」により現実の支障が生じたものではない。）。

以上